

## 保健の心得

### 1. 健康診断について

生徒の健康診断は学校教育法及び学校保健安全法に基づいて実施される。診断の結果、要受診・要精密と認められたときは、早期に受診をして結果を保健室に提出すること。

### 2. 感染症による出席停止について

学校保健安全法に定められた感染症にかかった場合は、出席停止の措置が取られる。定められた出席停止期間に従って医師の登校許可が出るまで登校できない。通常の欠席とは区別される。

登校の際には「登校許可証」を医師に記入してもらい、学校に提出すること。

### 3. 保健室利用について

保健室は、健康診断・健康相談・救急処置を行うため設置され、その目的を正しく理解すること。

① 体調不良や負傷したときは保健室を利用すること。必ず備え付けの用紙に必要事項を記入すること。

② 救急処置の一環として使用する場合を除き、衛生用品の貸し出しはしない。また、内服薬の提供も原則として行わず、必要があれば自分で準備すること。

③ 早退の場合は、担任に許可をもらってから下校すること。

④ 病気やけがに関するだけでなく、困っていることや悩んでいることがあれば相談ができる。

### 4. 健康管理について

各自健康の保持・増進に努めること。自己管理能力を身につけて規則正しい生活を送ること。日常の起こりうる事故や災害から身を守るよう安全・安心を心がけること。

### 5. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

学校管理下における災害(負傷、疾病、傷害または死亡)に対して、医療費等が支給される。授業中や学校行事、部活動、登下校時に負傷し病院に受診したときは、担任・部活動顧問・養護教諭に相談すること。

ただし、第3者から損害賠償を受けたとき、故意による場合、重大な過失による場合は支給されない。